

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K01171

研究課題名(和文) 戦後日本の人工妊娠中絶の制度史：医療・人口・地政学

研究課題名(英文) Institutional history of post-war abortion in Japan: medicine, population and geopolitics

研究代表者

松原 洋子 (Matsubara, Yoko)

立命館大学・先端総合学術研究科・教授

研究者番号：80303006

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第二次世界大戦直後の引揚女性に対する組織的な人工妊娠中絶について、政策史・制度史的な検討を行った。結果は以下の通りである。第一に、終戦直後の帝国議会および政府は、引揚女性の支援と優生学的観点からの性病予防および混血児出生防止の必要性を強く認識していた。第二に、厚生省は全国の地方引揚援護局と国立病院・国立療養所のネットワークを活用して、引揚女性を対象に性病検査と中絶を実施していた。第三に、厚生省は、「不法妊娠」(暴行による妊娠)という理由では中絶を正当化できず、医学的理由(母体保護)の拡大解釈により違法性の阻却を図った。1948年の優生保護法成立はその矛盾を解消する役割を果たした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1948年公布の優生保護法は、人工妊娠中絶、不妊手術、受胎調節の実施に法的根拠を与え、制度化することにより、戦後日本における女性の性と生殖に大きな影響を及ぼした。優生保護法の二つの柱である優生保護と母体保護の関係を歴史的に明らかにすることは、現代日本の遺伝子技術と生殖技術の倫理的問題を考えるうえでも重要である。本研究では、優生保護法成立の背景に、敗戦後の引揚で暴行された女性の支援と優生保護を一体化した政府による組織的中絶の実施と、政策的な正当化があることを実証的に示し、戦後日本の人工妊娠中絶の制度史に新たな知見を加えた。

研究成果の概要(英文)：In this study, we examined the policy history and institutional history of the systematic abortion of repatriated women immediately after World War II. As a result, the following issues became clear: First, immediately after the end of the war, the Imperial Diet and the government strongly recognized the need to support repatriated women to prevent venereal diseases and the birth of mixed-race children from a eugenic perspective. Second, the Ministry of Health and Welfare conducted venereal disease tests and abortions for repatriated women by utilizing the network of the Regional Relief Centers and the National Hospitals and Sanatoriums nationwide. Third, the Ministry of Health and Welfare could not justify abortion because of "illegal pregnancy" (pregnancy due to assault), and tried to prevent illegality by expanding the interpretation of medical reasons (maternal protection). The enactment of the Eugenic Protection Law of 1948 played a role in resolving the contradiction.

研究分野：科学史・生命倫理

キーワード：人工妊娠中絶 戦後日本 人口問題 優生保護法 医療史 引揚者医療援護

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

優生保護法(1948年公布)は、人工妊娠中絶(以下、中絶)、不妊手術、受胎調節の法的根拠となり、戦後日本における人々、特に女性の性と生殖のありかたに大きな影響を与えてきた。優生保護法の成立過程については、戦中から敗戦直後にかけての産児制限運動、中絶合法化運動、優生運動と優生政策、産婦人科医の活動などを検討した多くの先行研究がある(松原 1998, 横山 2015 ほか)。他方で、敗戦に伴い旧満州などから引き揚げてきた女性を対象に、「不法妊娠」(暴行による妊娠)対策として政府の関与のもとに実施された組織的な中絶に関する調査が行われてきており、優生保護法立案との関係も示唆されている(上坪 1979, 山本 2015 ほか)。引揚女性に対する組織的中絶は、大日本帝国の崩壊に伴う急速かつ大規模な東アジアでの人口移動を契機としている。したがって、この問題を優生保護法史に位置づけることは、人口政策としての優生政策を地政学的に考察するグローバルヒストリー研究(Bashford 2014)という点でも重要な意義をもつ。

### 2. 研究の目的

先行研究では、まず当時の厚生省およびGHQが第二次世界大戦直後の引揚女性に対する組織的中絶にどのように関与していたか、また当時はまだ暴行による妊娠の中絶が合法化されていなかったなかで、政府が引揚女性に対する中絶をどのように正当化したのか、さらに、この組織的中絶が優生保護法の成立にどのようにかかわったのか、という課題が残されていた。本研究では、これらを政策史・制度史的に検討し、優生保護法制定に至る背景を明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

引揚に関する公文書、地方引揚援護局史、帝国議会および国会議事録、厚生省および引揚援護院の刊行物、GHQ文書等の一次史料および先行研究を調査し、分析した。

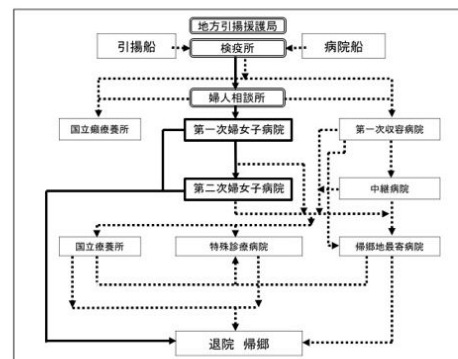
### 4. 研究成果

(1) 厚生省による引揚者医療救護体制の整備: 引揚女性を対象とした「引揚婦女子医療救護」は、厚生省による引揚者医療救護体制のもとで実施された。引揚援護事業のうち引揚者を対象とした医療業務には、入港・出港に伴う検疫、さらにけがや病気の治療や助産等の医療がある。各地方引揚援護局には検疫所が設置され、そのもとに事務組織および検疫病院が置かれた。引揚援護院とともに、引揚者医療救護体制の構築において重要な役割を果たしたのが、医療局である。医療局は1945年12月1日に厚生省外局として新設され、国立病院と国立療養所を所管した。医療局の最初の重大な任務は、陸海軍病院および軍事保護院に収容していた傷痍軍人らを国立病院・国立療養所に引継ぎながら、復員者および引揚者の医療救護体制を構築することであった。厚生省の引揚者医療救護は、地方引揚援護局と国立病院・国立療養所が連携して遂行された。引揚女性に特化した医療救護は、このシステムを基盤として1946年4月以降実施された。

(2) 「引揚婦女子医療救護」: 1946年4月15日、医療局は各医療局出張所、国立病院、国立療養所、地方引揚援護局、上陸地検疫所に対して、「引揚婦女子医療救護実施要領」(医療局病一二)を通知した。この通知を踏まえて4月26日には、引揚援護院でも「満鮮引揚婦女子の医療救護に関する件」で対応を指示している。これらによると、引揚女性に対する特別な医療救護は、次のように計画された。まず、引揚援護院が所轄する地方引揚援護局の検疫所内に婦人相談所を設置する。所長は検疫所長が兼務する。相談所員には医師(検疫所職員、国立病院医官または臨時傭上嘱託)、女子社会事業家、国立病院・療養所・日本赤十字社救護班の婦長級看護婦その他の適任者を配置する。婦人相談所では、ポスター掲示、リーフレット配布、本人への質問などの方法で救護を必要とする者を選定する。選定のための引き揚げ船内への出張も想定されていた。

「引揚婦女子医療救護実施要領」では、相談所の業務を「相談、問診、指導」としているが、博多引揚援護局のように相談所で検査を実施する場合もあった。婦人相談所で特に救護が必要と認められた女性は、医療局が管轄する第一次婦女子病院に送り、さらに治療継続が必要な場合第二次婦女子病院(温泉療養所を含む)に転送する計画であった(図1)。特に重要なのは第一次婦女子病院で、引揚女性対応の観点から主要な上陸地である博多、佐世保、唐津、仙崎、舞鶴に配備された。第一次婦女子病院に指定された国立病院および国立療養所(結核療養所)では、指定病床数の約2分の1を空床にして準備するため、傷痍軍人ら収容中の患者を最寄り

図1 厚生省の引揚女性患者収容転送系統



注: 患者収容転送系統のうち、実線は引揚女性の性病・妊娠対応等に特化したもの、点線はその他。  
出典: 厚生省医務局「国立病院十年の歩み」1955年、119頁を一部改変。

の国立病院、療養所に転送することになっていた。また、「引揚婦女子医療救護実施要領」の「引揚婦女子収療方針」では、「引揚婦女子」の肉体的病苦を極力除去するとともに精神的にも慰め、心身の回復をまって帰郷させることを「収療ノ本旨」とした。さらに、「特殊疾患」、すなわち性

病については、帰郷後に他に感染させたり再発したりすることがない程度まで、国立病院・国立療養にとどめて十分な治療を行うことを原則とした。また「妊娠」については、女性が「心身疲憊」の状態であるか、「諸種ノ事情ノ為正規分娩不適ノ者」である場合「極力妊娠中絶ヲ実施スルコト」とされた。

(3) 優生学的リスクとしての引揚女性:「引揚婦女子医療救護」に性病対策が導入された背景には、GHQの命令にもとづく性病予防政策があった。引揚女性たちが、暴行の被害者として性病感染率の高い集団であると予測されたとき、厚生省はこれらの女性たちの性病検査を引揚検疫の対象とし、医療救護の一環として治療する必要があると認識したのだろう。さらに厚生省は、この引揚女性たちを検査と治療に際して特段の配慮を要する存在であるとみなした。そのため「引揚婦女子医療救護」は引揚医療救護一般とは別に設定された。表1の集計では、四疾患を合計した「性病」の総数は7,214人で、「該当年齢者数」の約2%、「相談者数」の約3%であった。1946年1月22日には、「公娼制度廃止に関する覚書」がGHQから出された。これによって、花柳病予防法特例による「闇の女」たちへの取り締まりが強化されていった。「闇の女」は性病と混血児をもたらす集団として問題視されていた。混血児は、引揚女性の問題でもあった。1946年8月7日には、「国民優生法中一部改正に関する請願」(第230号)が提出されている。内容は「日本人ノ血ノ純潔」という優生学的理由と、貧困による犠牲の回避という経済的理由による中絶の合法化を求めるものであった。「血ノ純潔」を損なうものとしては、性病と混血児が想定されていたと考えられる。ここでは「外地引揚婦人」は性病と混血児と貧困の問題を抱えている存在とされており、その点で「闇の女」の問題と重なってくる。このような文脈でも、国民優生法改正による中絶合法化を求める動きが活発化していたのである。

表1 引揚女性医療救護実施状況(1946年4月~1949年12月)

区分、期間	46.4-47.3	47.4-48.3	48.4-49.3	49.4-49.12	合計
検疫所通過婦人数	529,289	59,444	4,068	1,425	594,226
該当年齢者数	257,165	58,498	4,068	—	319,731
身上相談者数	223,582	23,841	2,128	638	250,189
患者総数	27,632	2,706	101	61	30,500
妊娠	4,342	944	10	23	5,319
うち人工流産を要した者	443	58	5	14	520
性病					
梅毒	5,652	34	75	40	5,801
淋病	1,318	52	1	—	1,371
軟性下疳	35	—	—	—	35
第四性病	7	—	—	—	7
その他	16,278	1,676	15	1	17,970
現場治療	7,604	1,607	—	—	9,211
送院	2,224	109	80	28	2,441

注:「該当年齢者数」は満14歳以上が該当。「送院」は地方引揚援護局から国立病院・国立療養所に送ったもの、病院からの送院を含む。  
出典:国立病院十年の歩み、163-164頁をもとに一部改変。

(4) 引揚婦女子医療救護における中絶:引揚婦女子医療救護における中絶の事由は、しばしば「不法妊娠」と呼ばれた。厚生省医務局編『国立病院十年の歩み』(1955年)の「引揚婦女子の医療救護」や博多引揚援護局や佐世保引揚援護局による『局史』でも、中絶の対象となる引揚女性の妊娠を「不法妊娠」と称していた。しかし「不法妊娠」に相当する「暴行」「脅迫」の結果の妊娠が中絶の違法性阻却事由となったのは、1948年公布の優生保護法からである。引揚婦女子医療救護による中絶が集中した1946年から47年当時は、医学的適応のみが中絶の違法性阻却事由であった。それでは、厚生省はいかにして引揚女性に対する中絶を決定し、正当化したのだろうか。閣議で厚生省が引揚女性に対して中絶を実施する方針が決定したのは、1946年3月とみられる。この前後から、医療局は性病検査及び治療と中絶に必要な医薬品や医科機器の調達に着手し、婦女子病院の指定をうけた国立病院には産婦人科に必要な機器を急ぎ配備する準備を進めた。さらに1946年4月、「引揚婦女子医療救護実施要領」が医療局から各医療局出張所、国立病院、国立療養所、地方引揚援護局、上陸地検疫所に通知された。ここには中絶を極力実施すべき対象について、「諸種ノ事情ノ為正規分娩不適ノ者」とあり「不法妊娠」という表現はない。つまり、中絶が医学的事由によるものと釈明できる余地を残していたのである。実際、引揚女性の中絶の合法化のため国民優生法改正を求める議員に対して、厚生省は1946年8月の帝国議会で国立病院における引揚女性への中絶実施を明言しつつ、それを医学的事由によるものと説明した。実際には「不法妊娠」を理由とする中絶を、医学的理由によるものと厚生省が釈明した背景には、GHQによる厚生省への圧力があった。組織的中絶は政府の主導で行われたが、GHQはそれを容認しつつも、GHQの命令によるものという噂を打ち消すよう厚生省に強く求めていた。そのため厚生省は、当時違法であった社会的理由(「不法妊娠」)さらには優生学的理由による中絶を、医学的理由(「母体保護」)による中絶とみなして正当化した。しかし、優生保護法案の審議ではこの事実には言及されることのないまま、中絶の規制緩和が行われた。優生保護法案の中心となった谷口弥三郎と福田昌子は九州出身の産婦人科医であり、引揚女性に対する中絶を十分承知していたとみられる。今後、優生保護法の成立過程を論じるうえで、厚生省による引揚婦女子医療救護での中絶は、GHQの対応も含めて大きな意味をもつことになるだろう。

#### 引用文献

- Bashford, A., *Global Population*, New York: Columbia University Press, 2014.  
 上坪隆『水子の譜』現代史出版会、1979  
 松原洋子「中絶規制緩和と優生政策強化」『思想』第886号、1998、116-136  
 山本めゆ「生存者の帰還」『ジェンダー研究』第17号、2015、76-83  
 横山尊『日本が優生社会になるまで』勁草書房、2015

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松原洋子	4. 巻 46 - 10
2. 論文標題 「強制不妊手術問題と公文書管理」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『現代思想』	6. 最初と最後の頁 85 - 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 松原洋子
2. 発表標題 「優生保護法の批判的再発見」
3. 学会等名 日本生命倫理学会第30回年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoko, Matsubara
2. 発表標題 "From a militaristic state to a cultured nation: Resetting eugenic policies after the collapse of the Empire Japan"
3. 学会等名 Population and Reproduction in Japan: From the Perspective of Global History (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松原洋子
2. 発表標題 引揚援護医療における人工妊娠中絶の検討
3. 学会等名 日本科学史学会第64回年会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松原洋子
2. 発表標題 優生保護法下での優生学的適応による人工妊娠中絶
3. 学会等名 日本科学史学会第65回年会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoko Matsubara
2. 発表標題 Rethinking the medical approach on population quality in the making of abortion policy in Japan
3. 学会等名 UK-Japan Seminar on the Politics and Practices of 'Low Fertility and Ageing Population' in Post-War Japan (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 (編者)坪井秀人編、(分担執筆)美馬達哉、松原洋子、柘植あづみ、飯田祐子、安井真奈美、光石亜由美、狩保真奈、菅野優香	4. 発行年 2019年
2. 出版社 臨川書店	5. 総ページ数 304
3. 書名 『戦後日本を読みかえる 4 ジェンダーと生政治』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>由井秀樹・松原洋子編『インクルーシブ社会研究－生殖と人口政策、ジェンダー』立命館大学人間科学研究所、2017年。 (<a href="https://www.ritsumei-human.com/publication/publication902/publication1042/">https://www.ritsumei-human.com/publication/publication902/publication1042/</a>)</p> <p>松原洋子「解説」松原洋子編『優生保護法関係資料集成』第1巻、六花出版、1 - 4頁、2019年。</p> <p>松原洋子「優生保護法の歴史と現在」花園大学人権教育研究センター編『「私」から始める支援の実践』、批評社、73 - 89頁、2020年。松原洋子編『優生保護法関係資料集成』第1巻・第2巻・第3巻、六花出版、2019年。松原洋子編『優生保護法関係資料集成』第4巻・5巻・6巻、六花出版、2020年。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----